

(案)

第 3 章 必要な外来医療機能及び対応方針

第 1 節 地域の外来医療の状況

1 地域の外来医療の状況

	医療施設数（箇所数）	従事医師数（人）
一般診療所	254	262
病 院	41	1,080

2 外来診療施設数及び患者数

	外来施設数 （月平均数）	通院外来施設数 （月平均数）	外来患者延数 （回／月）	通院外来患者延数 （回／月）
一般診療所	338	210	263,509	259,204
病 院	75	42	145,140	143,936

3 時間外外来施設数及び患者数

	時間外等外来施設数 （月平均数）	時間外等外来患者延数 （回／月）
一般診療所	178	5,065
病 院	40	2,705

4 往診実施施設数及び在宅患者数

	往診実施施設数 （月平均数）	往診患者延数 （回／月）	在宅患者訪問診療 実施施設数 （月平均数）	在宅患者訪問診療 患者延数 （回／月）
一般診療所	81	521	47	3,785
病 院	12	54	21	1,150

5 医療機器の配置・保有・活用状況

		C T	M R I	P E T	マンモ グラフィ	放射線治療 （体外照射）
医療機器台数	診療所	30	10	0	3	0
	病 院	42	25	2	7	5
調整人口当たり台数		16.6	8.2	0.46	2.4	1.14
人口 10 万人対台数		18.8	9.1	0.52	2.6	1.30
年間稼働率 （件数/1 台）	診療所	736	599	0	314	0
	病 院	1,888	1,758	1,150	664	2,245

* 1 人口：住民基本台帳（2020 年）2021 年 1 月 1 日現在の人口（外国人含む）

* 2 医療施設数：医療施設調査（2020 年）10 月 1 日現在の病院数及び一班診療所数

* 3 医療施設従事医師数：医師・歯科医師・薬剤師統計（2020 年）12 月 31 日現在の医療施設従事医師数

* 4 外来患者延数、外来施設数、通院外来患者延数、通院外来施設数、時間該当外来患者延数、時間外外来施設数、往診患者延数、往診実施施設数、在宅患者訪問診療患者延数、在宅患者訪問診療実施施設数

：NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)の平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月までの診療分データに基づき抽出・集計したもの

* 5 医療機器の台数：医療施設調査（2020 年）

* 6 調整人口当たりの台数：地域の医療機器の台数／地域の人口（10 万人）×地域の標準化検査率比

第2節 地域で不足する医療機能の現状・課題

1 医療機関の機能（診療科）や救急医療体制等

（1）現状

- 外来医療機能は、旭川市に集中しており、圏域内で不足はないものの、一部、精神科外来等新規の患者が受診しにくい状況にあります。

また、診療科、救急医療体制等に一部重複が見られています。

初期救急医療は、在宅当番医制及び夜間急病センターにより体制を確保しており、二次救急医療は、救急告示医療機関（病院群輪番制参加医療機関を含む。）により24時間365日体制で医療を提供しています。

（2）課題

- 高齢化の進行や人口構造の変化に伴う疾病構造等ニーズに合った役割分担の検討が必要です。

2 限られた医療資源を有効に活用するための医療機関の再編・ネットワーク化

（1）現状

- 旭川市内に医療機関が集中し、市外や他圏域からの患者の流入も多いことから一般診療所一人当たり医師の外来患者数（1,037人/月）が全道平均（928人/月）を上回っています。医師をはじめとした医療従事者についても、旭川市内の医療機関では充実している一方で、周辺9町においては、確保が難しくなっています。

（2）課題

- 今後は、圏域においても、マンパワーの不足などの理由により医療提供体制の維持が困難になることも考えられるため、「たいせつ安心i医療ネット」等のICT活用によるネットワーク化をさらに推進していく必要があります。

3 高齢化の進行に伴い、住み慣れた地域や自宅での生活を支えるための在宅医療等

（1）現状

- 在宅患者訪問診療を行っている医療機関が全体の約23%にとどまっており、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所の大部分が、旭川市内に集中しています。在宅医療を行なっている各医療機関においても、人員や体制のほか業務多忙による時間的な制約などがあります。

（2）課題

- 今後の在宅医療の需要の増加に対応するため、圏域内の在宅医療等の確保に加え、医療機関相互の連携や人材育成等進めることが必要です。

第3節 地域で不足する医療機能に対する今後の取組の方向性等（地域の方針）

- 個々の医療機関が自らの機能等を検証するとともに、それぞれの役割について、医師会等関係団体の関係者と協議・検討し、地域の医療ニーズに対応した医療提供体制の確保を図ります。
- 住み慣れた地域や自宅での生活を支えるため、在宅療養支援診療所や在宅医療を行う医療機関の確保や訪問看護ステーション等との連携による在宅医療等の推進を図ります。
- 「たいせつ安心i医療ネット」の活用促進を図るとともに、旭川市と周辺9町による上川中部圏域をカバーする医療と介護のネットワークを推進します。

第4節 医療機器の共同利用

- 人口減少が進む中、圏域内において効率的な医療提供体制を構築するため、医療機器についても、圏域内での配置状況、利用状況も勘案の上、可能な限り共同利用を進めることとします。
- 高額医療機器の購入に当たっては、地域医療構想調整会議において情報共有を図るとともに機器の共同利用の可能性を検討し、圏域内での効率的な医療機器の整備・活用に努めます。

第5節 紹介受診重点医療機関の名称

- 一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間の増加や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、受診円滑化を図るため、医療資源を重点的に活用する外来（紹介受診重点外来）の機能に着目し、道において当該外来医療を提供する基幹的な役割を担う意向を有する病院又は診療所を「紹介受診重点医療機関」として公表しています。
- 各圏域の「紹介受診重点医療機関」の公表にあたっては、各圏域に設置している地域医療構想調整会議で協議を行っています。
- 患者や住民がこうした外来機能の情報を得て、適切な医療機関への受診につながるよう、情報の提供を進めます。

【紹介受診重点医療機関】

医療機関名称	公表年月日
旭川赤十字病院	令和5年8月1日
J A 北海道厚生連旭川厚生病院	令和5年8月1日
市立旭川病院	令和5年8月1日
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	令和5年8月1日
旭川医科大学病院	令和5年8月1日